

令和 年 月 日議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 5日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町規則第2号

佐用町長の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

佐用町長の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月 5日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町規則第 2 号

佐用町長の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

佐用町長の資産等の公開に関する規則（平成17年佐用町規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 2 条第 1 項第 6 号」を「第 2 条第 1 項第 5 号」に改め、「株券」の次に「、金銭信託」を加え、同条第 3 項中「第 2 条第 1 項第 7 号」を「第 2 条第 1 項第 6 号」に改める。

様式第 1 号から様式第 3 号までを次のように改める。

資 産 等 報 告 書

町長 _____ 印

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
	m ²	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 建物

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金

預金の総額（当座預金及び普通預金を除く。）	円
貯金の総額（普通貯金を除く。）	円

5 有価証券

(1) 国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託、その他（株券を除く。）

種 類	額 面 金 額 の 総 額
国債証券	円
地方債証券	円
社債券	円
金銭信託	円
その他	円

(2) 株券

種類	銘 柄	株 数
株		株
		株
券		株
		株

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品
 (取得価額が1,000,000円を超えるものに限る。)

種類	種類	数量
自動車	普通自動車	
	小型自動車	
	軽自動車	
	その他	
船舶	汽船	
	帆船	
	その他	
航空機	飛行機	
	回転翼航空機	
	滑空機	
	その他	
美術工芸品	絵画	
	彫刻	
	書	
	陶器	
	磁器	
	漆器	
	ガラス器	
	刀剣	
	その他	

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称	

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---

資 産 等 補 充 報 告 書

町長 _____ 印

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

- (注)
- 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
 - 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
 - 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
 - 4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
	m ²	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

3 建物

所 在	床面積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金

預金の総額（当座預金及び普通預金を除く。）	円
貯金の総額（普通貯金を除く。）	円

5 有価証券

(1) 国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託、その他（株券を除く。）

種 類	額 面 金 額 の 総 額
国債証券	円
地方債証券	円
社債券	円
金銭信託	円
その他	円

(2) 株券

種類	銘 柄	株 数
株		株
		株
券		株
		株

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品
 (取得価額が1,000,000円を超えるものに限る。)

種類	種類	数量
自動車	普通自動車	
	小型自動車	
	軽自動車	
	その他	
船舶	汽船	
	帆船	
	その他	
航空機	飛行機	
	回転翼航空機	
	滑空機	
	その他	
美術工芸品	絵画	
	彫刻	
	書	
	陶器	
	磁器	
	漆器	
	ガラス器	
	刀剣	
	その他	

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称	

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---

所 得 等 報 告 書

町長 印

	所得の種類	所得金額	基因となった事実
総 合 課 税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分 離 課 税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		
	山林所得		

受贈財産の課税価格	円
-----------	---

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が1,000,000円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。